一　名称　いわて生活協同組合
二　住所　岩手県滝沢市土沢二二〇番地三
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	七二〇ミリリットル	四〇四グラム	牛乳用	平成九年八月厚生省・農林水産省・通商産業省告示第二号図第二十四のとおり

一　名称　新生酪農株式会社
二　住所　千葉県長生郡睦沢町上市場二三〇一番地
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇〇ミリリットル	二八九グラム	牛乳用	平成十四年一月農林水産省・経済産業省・環境省告示第一号図第七のとおり

一　名称　小岩井乳業株式会社
二　住所　東京都中野区中野四丁目十番二号中野セントラルパークサウス
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇ミリリットル	一五〇グラム	はっ酵乳用	平成九年八月厚生省・農林水産省・通商産業省告示第二号図第十二のとおり

○国土交通省告示第七百十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年七月六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5501号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及びNo気併用式以外のもの）（体重が15キログラム未満の小児用）	ＴＫ－230Ｉ型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉一丁目１番34号
第5502号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及びNo気併用式以外のもの）（体重が15キログラム以上40キログラム未満の小児用）	ＴＫ－230Ｃ型	〃	〃
第5503号	〃	ＴＫ－230Ｙ型	〃	〃

○中国地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月二十五日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

その関係図面は、平成二十九年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　百八十号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岡山市北区吉備津字村前一二〇八番二二から同市北区吉備津字藪廻り二六七番五まで	前	九・八メートル～一九・九二メートル
	後	一三・一五メートル～二七・〇四キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年七月二十五日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

一　施行者の名称　鳥取県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年中国地方整備局告示第四号鳥取都市計画道路事業三・五・十七号立川甑山線
三　事業施行期間　自平成二十二年一月十三日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十五日

九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	三十四号	嬉野市塩田町大字大草野字石丸田丙二八番三から同市塩田町大字大草野字多々良丙六七四番一まで	九州地方整備局及び佐賀国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
三　占用を制限する理由
四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年七月二十六日